

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第267号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち1万5,144円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで1万5,144円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年上期（5月以降）に「プロバイダ費、通信費」として1万7,166円を、事務費として政務活動費から支出した。

このうち、8月2日に支払った、領収書ナンバー6に添付された事業者からの請求書内訳等の詳細（2023年6月請求分）には、金額750円の「ケータイ補償サービス（750円コース）と3,036円の「端末等代金分割支払金（全36回のうち24回目の請求）」が含まれている。また、9月4日に支払った、領収書ナンバー12に添付された事業者からの請求内訳等詳細（2023年7月請求分）には、金額750円の「ケータイ補償サービス（750円コース）と3,036円の「端末等代金分割支払金（全36回のうち25回目の請求）」が含まれている。（第1号証）

- 2 X議員は令和5年下期に、「プロバイダ費、通信費」5万6,388円を、事務費として政務活動費から支出した。

令和5年下期の「プロバイダ費、通信費」の領収書等貼付用紙には、事業者からの請求内訳等明細は添付されていないが、領収書等貼付用紙にある計算とクレジットカード会社からの請求額が合致することから、令和5年10月10日、11月10日、12月11日、令和6年1月10日、2月13日、3月11日に支払った「プロバイダ費、通信費」にも8月2日及び9月4日支払い分と同様に「ケータイ補償サービス」の750円と「端末等代金分割支払金」の3,036円が含まれていると判断できる。（第2号証）

- 3 使途運用指針5使途に関する指針（8）事務費では、その内容を「政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費」と規定し、考え方・取扱いを「④事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること」とし（第3号証）、「4共通事

項」では、「(3) 備品の取扱いについて(事務用機器・リース物品(自動車のリースを除く)・備品の購入など)」の③に「備品を調達する際には、次の取扱いのとおりとします。」とあり、「◎議員交付分(1) リース契約(レンタル含む)のみとする。」と定めている。(第4号証)

- 4 したがって、X議員が令和5年8月2日、9月4日、10月10日、11月10日、12月11日、令和6年1月10日、2月13日、3月11日の7回(※2)にわたって支払った750円の「ケータイ補償サービス」(按分率50%により8回(※2)計3,000円(※3))と3,036円の「端末等代金分割支払金」(按分率50%により7回(※2)計1万2,144円(※4))合計1万5,144円(※1)の支出は使途運用指針に違反するものであり、令和5年度にX議員が政務活動費から事務費として支出したプロバイダ費、通信費1万5,144円(※1)をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「1万3,251円」と表記されているが、「1万5,144円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「7回」と表記されているが、「8回」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「2,625円」と表記されているが、「3,000円」の誤りであると解した。
- ※4 請求書上、「1万626円」と表記されているが、「1万2,144円」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書(第1号証～第4号証)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務費として計上された1万5,144円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3 運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

(ア) 政務活動が目的であること。

(イ) 政務活動の必要性があること。

- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

(ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

(イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。

(ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様

式第2号)及び「支出明細書」(参考様式第3号)を作成する。(「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。)

(エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

(オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名(〇〇〇〇)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

会派交付の場合には、「会派名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳(品名・個数等)などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」(参考様式第5号)に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM(現金自動預け払い機)を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 事務費

内 容	政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
主 な 計上例	文具・OA 用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX 等通信費、プロバイダー料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代、コピー機等のリース料・維持管理費
考え方・ 取扱い	<p>① 事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 事務所で使用する電話等の通話料、FAX 回線使用料、プロバイダー料、コピー機等の機器リース料等については事務費で計上することができる。</p> <p>なお、自宅の一部を事務所としている場合や、事務所を政務活動以外の目的（後援会事務所等の兼用）で使用している場合は、それぞれの使用割合により該当する経費を按分する。</p> <p>③ 茶菓代については、政務活動費で計上できない。</p> <p>④ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載する。</p> <p>また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p>

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまでに以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

事務費に係る支出については、議員から「令和5年度の事務費として計上した「プロバイダ費、通信費」の各月の支払いにおいて、「ケータイ補償サービス」及び「端末等代金分割支払金」を含んでいることは事実である。」との回答を受けている。なお、議員より「各月の支払いにおい

て計上した端末等代金分割支払金の額については、近日、返還する予定である。」との回答、申出を受けている。

また、「ケータイ補償サービスについては、政務活動で使用している端末の維持管理の費用であるため、政務活動費で支出している。」との回答を受けている。

「ケータイ補償サービス」については、携帯の維持管理に必要な経費であり、政務活動に要した費用を政務活動費として支出することは、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 本件事務費の一部返納等について

本件事務費の1万5,144円の一部である、端末等代金分割支払金1万2,144円について、令和7年6月6日にX議員から市長へ返納された。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務費として計上された1万5,144円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、1万5,144円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期に事務費「プロバイダ費、通信費」として支出しているが、事業者からの請求内訳等詳細（2023年6月請求分）には、金額750円の「ケータイ補償サービス（750円コース）と3,036円の「端末等代金分割支払金（全36回のうち24回目の請求）」が含まれている。また、9月4日に支払った、領収書ナンバー12に添付された事業者からの請求内訳等詳細（2023年7月請求分）には、金額750円の「ケータイ補償サービス（750円コース）と3,036円の「端末等代金分割支払金（全36回のうち25回目の請求）」が含まれている。

さらに、令和5年下半期の「プロバイダ費、通信費」の領収書等貼付用紙には、事業者からの請求内訳等明細は添付されていないが、領収書貼付用紙にある計算とクレジットカード会社からの請求額が合致することから、令和5年10月10日、11月10日、12月11日、令和6年1月10日、2月13日、3月11日に支払った「プロバイダ費、通信費」にも8月2日及び9月4日支払い分と同様に「ケータイ補償サービス」の750円と「端末等代金分割支払金」の3,036円が含まれていると判断でき、使途運用指針5使途に関する指針（8）事務費では、その内容を「政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入等の経費」と規定し、考え方・取扱いを「①事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること」とし、「4 共通事項」では、

「（３）備品の取扱いについて（事務用機器・リース物品（自動車のリースを除く）・備品の購入など）」の③に「備品を調達する際には、次の取扱いのとおりとします。」とあり、「◎議員交付分（１）リース契約（レンタル含む）のみとする。」と定めていることから、政務活動費から事務費として支出したプロバイダ費、通信費については、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成２１年１２月１７日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成２２年３月２３日第三小法廷判決）とあり、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

なお、請求人が使途運用指針に違反していると主張する、事務費として計上された端末等代金分割支払金１万２，１４４円は、「第４ 事実」「４ 本件事務費の一部返納等について」のとおり、X議員から市長へ返納されており、監査を行う必要がなくなったと解する。よって、事務費として計上されたケータイ補償サービス料３，０００円について、使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

X議員の請求書に「ケータイ補償サービス」が含まれており、使途運用指針５使途に関する指針（８）事務費では、その内容を「政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入等の経費」と規定し、考え方・取扱いを「①事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること」とし、「４ 共通事項」では、「（３）備品の取扱いについて（事務用機器・リー

ス物品（自動車のリースを除く）・備品の購入など）」の③に「備品を調達する際には、次の取扱いのとおりとします。」とあり、「◎議員交付分（１）リース契約（レンタル含む）のみとする。」と定めていることから、政務活動費から事務費として支出したプロバイダ費、通信費については、使途運用指針の違反であるとの主張に対し、関係職員は、「ケータイ補償サービスについては、政務活動で使用している端末の維持管理の費用であるため、政務活動費で支出している。」との回答を得ており、携帯の維持管理に必要な経費であるとしている。

本件の「ケータイ補償サービス」料については、故障・水濡れ・盗難・紛失などに対応するものであり、政務活動として使用している携帯電話の方が一の故障等に備え加入しているものと推測される。よって、運用指針５使途に関する指針（８）事務所費の主な計上例にある保守点検代に類似するものと考えられる。このことから、「ケータイ補償サービス」料を支出していることのみをもって、使途運用指針に違反しているとははいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第６ 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和５年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務費として計上されたケータイ補償サービス料３，０００円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、事務費として計上された端末等代金分割支払金１万２，１４４円については、「第４ 事実」「４ 本件事務費の一部返納等について」のとおり、X議員から市長へ返納されていることから、請求人の求める措置は、必要なくなったものと認められる。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第３０条第２項には、「党派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第268号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち35万4,915円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで35万4,915円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1 X議員は令和5年上期（5月以降）に「ホームページ維持管理費」15万5,925円（※2）を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）

また令和5年下期には、「ホームページ維持管理費」19万8,990円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第2号証）

2 X議員のホームページの「トップページ」（第3号証）と「活動報告一覧」（第4号証）は、2022年10月30日付の「食品ロス削減全国大会inさいたま」が最新の内容である。

「プロフィール」（第5号証）に、「昭和46（1971）年7月7日生まれ、51歳」とあるのは、2023年7月6日までの年齢のままであり、所属委員会は「令和4年（2022年文教委員会）」とあるのは、2023年4月までの所属委員会であり、2023年5月以降に更新された形跡がない。

「市政報告・●●●●●通信」（第6号証）は、「発行している【●●●●●通信】がダウンロードできます」としているが、2023年1月28日付の「●●●●●通信vol.18」が最新の内容である。

「議会質問」（第7号証）は2021年12月17日の「令和3年12月一般質問」が最新の内容である。

3 また、いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先は掲載されていない。

4 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望（※3）、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民

の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。(第8号証)

- 5 したがって、令和5年4月改選以降にまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のホームページは、令和5年度において、議会活動等を市民に周知する広報活動も、市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のホームページ作成・維持管理に関する支出は使途運用指針に違反するものであり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出したホームページ運営費35万4,915円(※1)をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「38万8,080円」と表記されているが、「35万4,915円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「18万9,090円」と表記されているが、「15万5,925円」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「市民に周知する広報活動及び市民からの要望」と表記されているが、「市民に周知する広報活動並びに市民からの要望」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書(第1号証～第8号証)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された35万4,915円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。
同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定に

より、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書

等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

- (6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のう え、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考え方・ 取扱い	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p>

	<p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、党派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p><参考></p> <p>平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

議員への調査においては、「請求人の主張する金額を広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けている。

続いて、ホームページに係る広報広聴活動費について、使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないところである。

使途運用指針の規定や議員への調査の結果を踏まえると、一概に使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

ホームページの作成、維持管理費について、このホームページがきっかけで市民相談につながっているという説明があった。しかし、広報広聴機能であるにも関わらず、住所や電話番号、メールアドレスを一切記載していなかった。

これをきっかけに相談を受けるとのことだが、どうやって相談を受けるのか、役に立っていないのではないかと。広報広聴機能の部分が果たされていないと思う。

更新頻度に関して、特に規定がないから構わないと言っていたが、令和5年度中に1回も更新がなければ、令和5年度の政務活動費を使うのはおかしいだろう。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された35万4,915円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、35万4,915円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に広報広聴活動費「ホームページ維持管理費」として支出しているが、X議員のホームページの「トップページ」と「活動報告一覧」は、2022年10月30日付の「食品ロス削減全国大会inさいたま」が最新の内容である。

「プロフィール」については、「昭和46（1971）年7月7日生まれ、51歳」とあるが、2023年7月6日までの年齢のままであり、所属委員会は「令和4年（2022年文教委員会）」とあるが、2023年4月までの所属委員会であり、2023年5月以降に更新された形跡がない。

「市政報告・●●●●通信」については、「発行している【●●●●通信】がダウンロードできます」としているが、2023年1月28日付の「●●●●通信 vol. 18」が最新の内容である。

「議会質問」については、2021年12月17日の「令和3年12月一般質問」が最新の内容である。

また、いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先は掲載されていない。使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。

よって、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のHPは、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動を行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最

高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員のホームページは、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もなく、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っていない広報広聴活動費の支出は、使途運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けており、ホームページに係る広報広聴活動費についての、使途運用指針の規定については、使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないとしている。

本件は、前述に記載したとおり、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」ことから、請求人が証拠書類として提出したホームページに関しての政務活動費としての支出可否は、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は議員の判断に委ねられると考えられる。

ホームページが開設されている以上、市民への情報提供などを掲載することは、即座に行える状態であり、掲載時期や掲載項目については、各議員の裁量と考えられる。

また、上記関係職員からの陳述のとおり、使途運用指針では、ホームページに掲載すべき項目や更新の頻度等は規定されていない。

これらのことから、ホームページが開設されている以上、掲載時期や掲載項目をもって直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された35万4,915円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には

理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあつては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。